○井手町野外活動センター施設の設置及び管理に関する条例施行規則

平成16年4月1日

規則第7号

改正 平成18年3月27日規則第9号

(趣旨)

- 第1条 この規則は、井手町野外活動センター施設及び管理に関する条例(平成16年井手町条例第5号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。 (指定管理者の指定の申請)
- 第2条 条例第6条のただし書きの再指定の場合については、井手町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成18年井手町条例第16号。以下「手続条例」という。)第3条を準用する。ただし、町長が特に認めた場合は、これを免除する。

(指定管理者の指定)

- 第3条 手続条例第4条の規定による選定については、選考委員会等で審議しなければならない。 (指定管理者が行う業務)
- 第4条 条例第5条の規定による業務については、次に掲げる。
 - (1) 利用の許可に関する業務については、条例の目的に沿った業務を行なうこととし、町と協議を行う中で、各種規程・要綱等を作成しなければならない。
 - (2) 野外活動センター施設及び設備の維持管理については、必要に応じて保守管理を行う とともに、あらゆる場を想定したマニュアルを作成し、職員等に指導しなければならない。 (事業報告書の提出)
- 第5条 手続条例第8条に規定する事業報告書の提出については、別記第2号に掲げる報告書に、 必要書類を添えて提出するものとする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、井手町野外活動センターの管理運営について必要な事項は、指定管理者が町長と協議をして定める。

附則

この規則は、平成16年4月1日より施行する。

附 則 (平成18年規則第9号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に、井手町野外活動センター施設の設置及び管理に関する条例施行規 則 (平成16年井手町規則第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規 則の相当する規定によりなされたものとみなす。

別記第1号

年 月 日

井手町長

様

団体名 代表者 住 所

井手町野外活動センター施設指定管理者申請書

上記のことについて、井手町野外活動センター施設事業計画書並びに収支予算計画書を 添えて申請いたします。

3

年度井手町野外活動センター施設事業計画書

10071717171717177				
事 業 名	事業内容	実施予定時期 (年月)	参加予定人員 (人)	予定事業費 (千円)

年度井手町野外活動センター施設収支予算計画書

収入の部				
科目	本年度予算額	前年度予算額	備考	
	. ,	,	,	

支出の部					(円)
科	目	本年度予算額	前年度予算額	備	考

別記第2号

年 月 日

井手町長

様

団体名 代表者 住 所

年度井手町野外活動センター施設事業報告書

上記のことについて、井手町野外活動センター施設の事業報告書並びに収支決算報告書 を添えて報告いたします。

5

年度井手町野外活動センター施設事業報告書

1 0021 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
事 業 名	事業内容	実施時期 (年月)	参加人員 (人)	事業費(千円)

年度井手町野外活動センター施設収支決算報告書

収入の部	(円)		
科目	本年度決算額	本年度予算額	備考
	17 1 22 23 130	17 100 19100	, iii

	(円)
備	考
	備

別記第1号

別記第2号